

令和7年10月27日(月)
令和7年度第1回一関市下水道事業等経営審議会

一関市の汚水処理について

1. 一関市下水道等経営審議会とは

1. 一関市下水道事業等経営審議会とは

一関市下水道事業等経営審議会

設置根拠：一関市下水道事業等経営審議会条例（平成17年10月31日条例第225号）

（設置）

第1条 下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業及び汚水処理施設事業（以下「下水道事業等」という。）の適正かつ円滑な経営を図るため、市長の諮問機関として、一関市下水道事業等経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

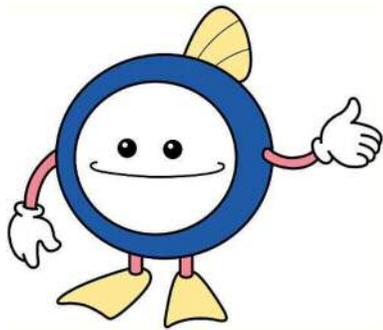
第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、下水道事業等の経営に関する重要な事項について調査審議する。

委員：知識経験を有する者及び受益者のうちから市長が委嘱する

任期：委嘱の日から2年

会議の公開：会議は原則として公開

2. 汚水処理と水洗化



下水道のマスコットキャラクター「スイスイ」

下水道法制定100周年を記念して誕生した
下水道のマスコットキャラクターです (公益社団法人 日本下水道協会)

- (1) 「汚水」とは
- (2) 汚水処理の方法
- (3) 汚水が環境にもたらす影響
- (4) 水洗化が環境にもたらす影響

(1) 「汚水」とは

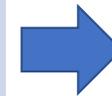
日常生活を送るうえで発生する生活排水の総称です



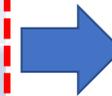
2. 汚水処理と水洗化

(2) 汚水処理の方法

処理方法	トイレ	お風呂	台所・洗濯
くみ取り (簡易水洗を含む)	○		
公共下水道 または 農業集落排水	○	○	○
浄化槽	○	○	○



トイレ（し尿）はくみ取りにより処理されるが、それ以外の生活雑排水は**そのまま排出**される



全ての汚水が処理され、**きれいになった水が排出**される

(3) 汚水が環境にもたらす影響



(4) 水洗化が環境にもたらす影響

快適な
暮らし



住環境
の改善

河川の
水質保全

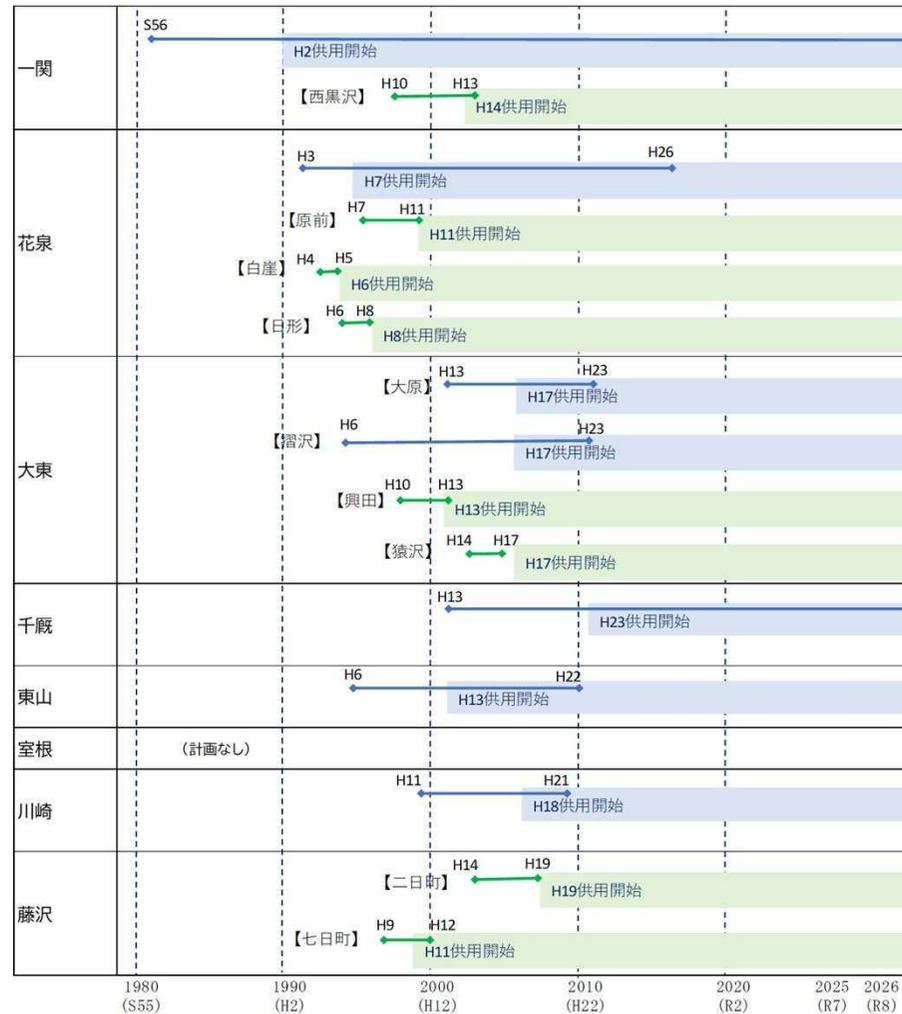
3. 一関市の汚水処理

- (1) 一関市内の下水道整備状況
- (2) 一関市の汚水処理の状況
- (3) 一関市の汚水処理の状況 **【推移】**

3. 一関市の汚水処理

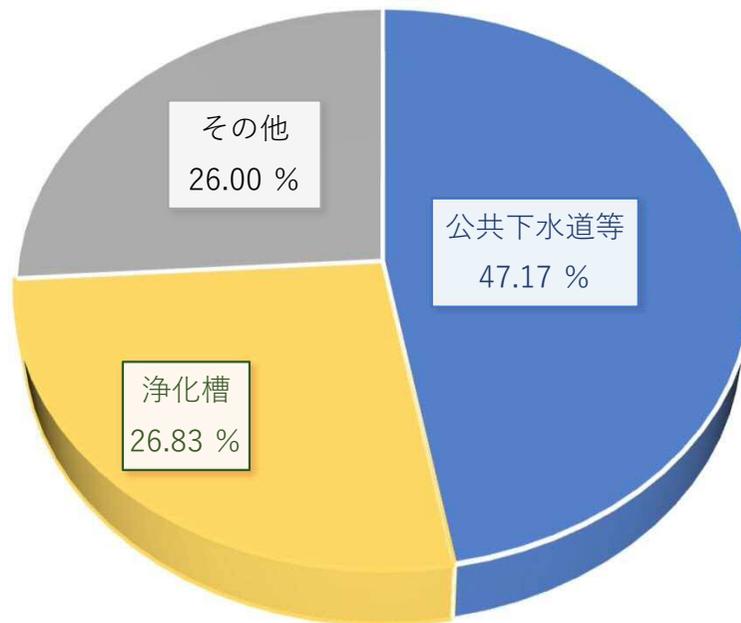
(1) 一関市内の下水道整備状況

- ▶ 合併前の旧市町村単位で、下水道の整備が進み、ほとんどの地域で工事が完了しています。
- ▶ 令和6年度末時点で整備中の地域は、一関地区と千厩地区のみとなっています。



(2) 一関市の汚水処理の状況

【R6年度末の汚水処理方法の内訳】



【令和6年度末の統計データ】

行政人口 104,494人

うち

■公共下水道使用人口 49,292人
(農業集落排水を含む)

■浄化槽使用人口 28,037人

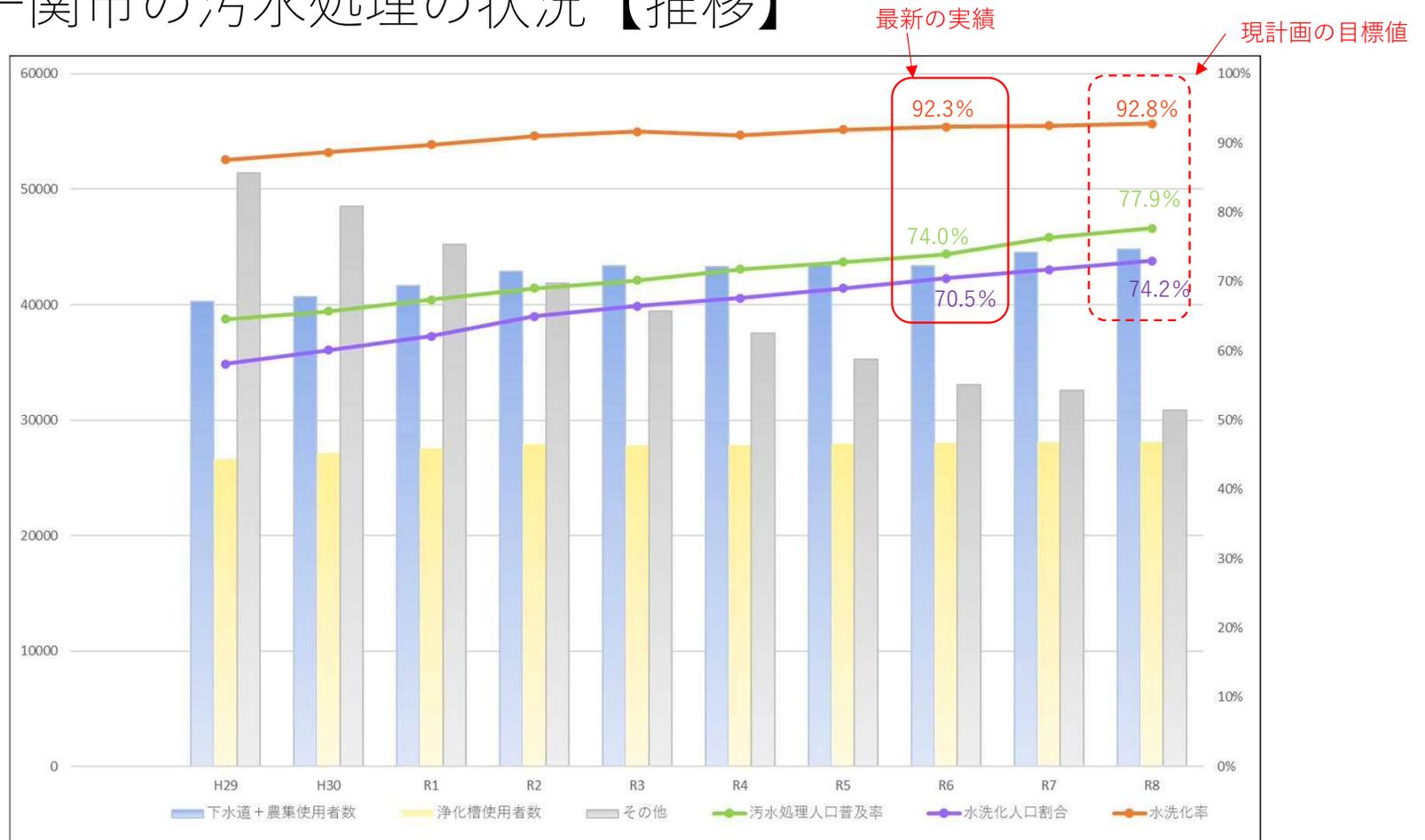
■その他(くみ取り) 33,088人

約7割の方が、下水道または浄化槽により汚水処理を行っています



3. 一関市の汚水処理

(3) 一関市の汚水処理の状況【推移】

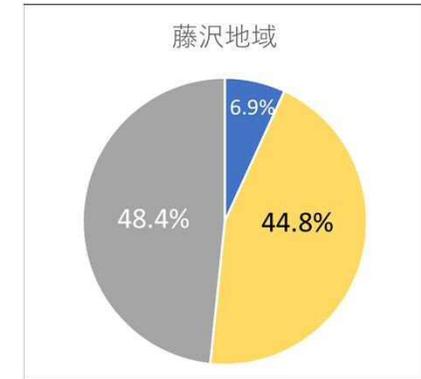
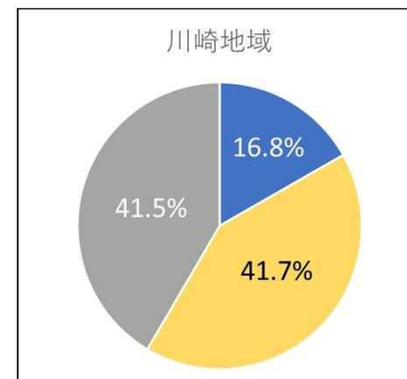
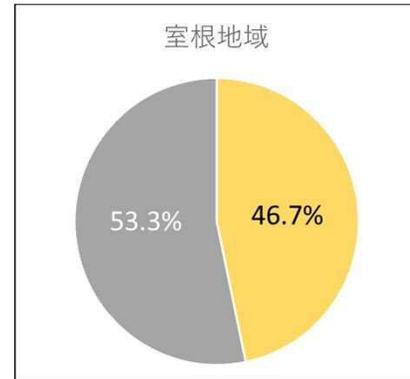
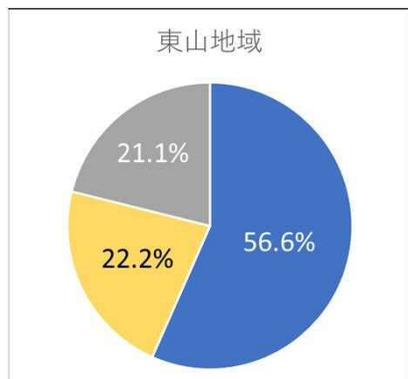
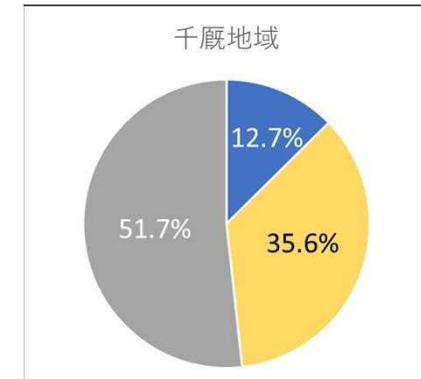
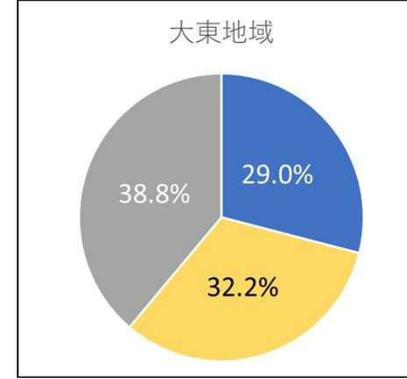
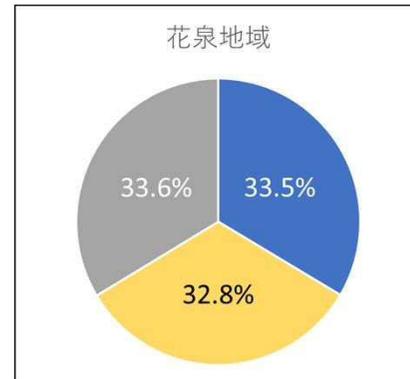
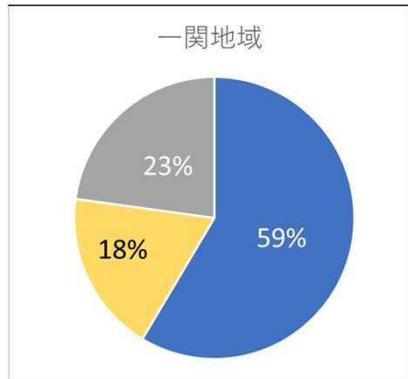


一関市上下水道部

3. 一関市の汚水処理

【参考】 一関市の汚水処理の状況（地域ごと）

- 下水道+農業集落排水（集合処理）
- 浄化槽（個別処理）
- その他



4. 一関市汚水処理計画

- (1) 汚水処理計画
- (2) 汚水処理計画の目標
- (3) 現状と課題
- (4) 市の取組

(1) 汚水処理計画①

- 家庭や事業所から出る「汚水（＝生活排水）」を適切に処理し、「水洗化」することで、

『環境』

を良くし、市民が

『快適』

に暮らせて、かつ、人口減少・少子高齢化時代にあっても

『持続』

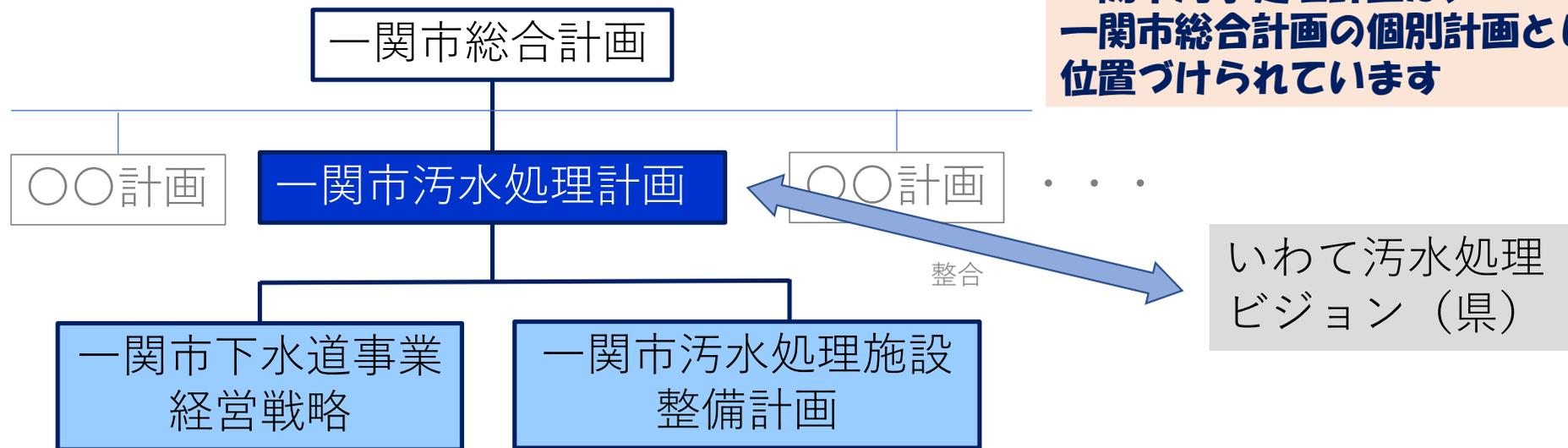
していくための計画が、

『一関市汚水処理計画』

(1) 汚水処理計画②

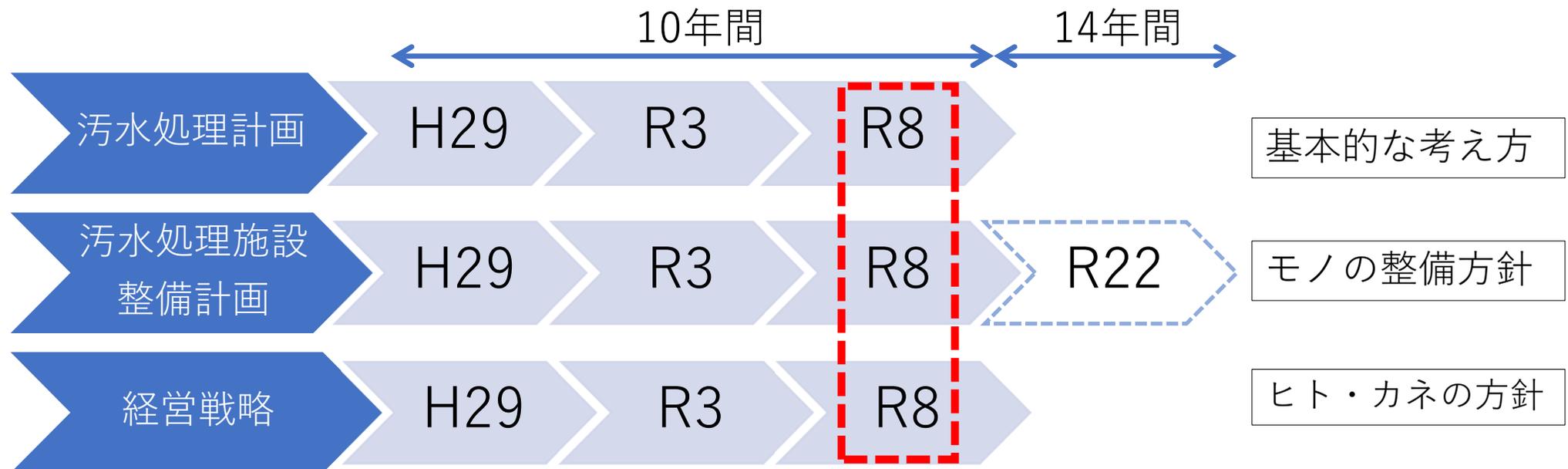
- 「一関市汚水処理計画」の計画の位置づけ

**一関市汚水処理計画は、
一関市総合計画の個別計画として
位置づけられています**



(1) 汚水処理計画③

- 「一関市汚水処理計画」等の概要



今後、これまでの事業評価と検証を行い、見直します

(2) 汚水処理計画の目標①

- ・汚水処理計画の目標として、「3つの指標」があります。

指標①：汚水処理人口普及率

➔ 「市全体の人口に対する、生活排水が処理できる状態にある人（※）の割合」
※浄化槽を設置している人を含む。



つまり、「水洗化できる人の割合」

R8までに **77.9%** を目指す

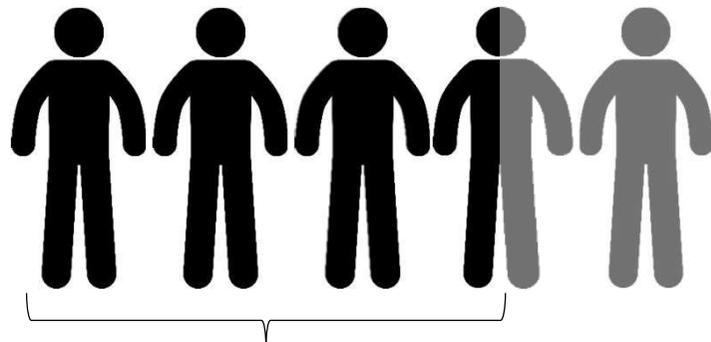
(参考) R5: **72.8%** R6: **74.0%**

(2) 汚水処理計画の目標②

- ・ 汚水処理計画の目標として、「3つの指標」があります。

指標②：水洗化人口割合

→ 「市全体の人口に対する、実際に生活排水を処理している人の割合」



水洗化してます！

つまり、「水洗化している人の割合」

R8までに **74.2%** を目指す

(参考) R5 : **69.1%**、R6 : **70.5%**

(2) 汚水処理計画の目標③

- ・ 汚水処理計画の目標として、「3つの指標」があります。

指標③：水洗化率

➔ 「下水道が整備された区域内で、実際に生活排水を処理している人の割合」

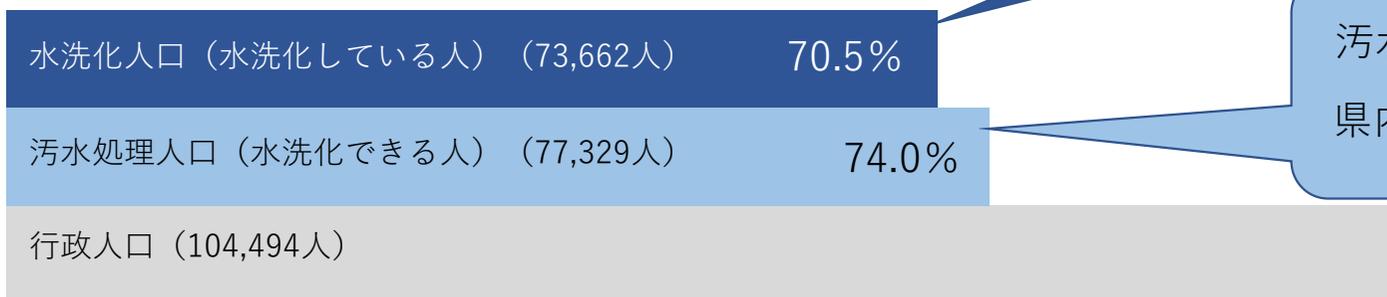


R8までに **92.8%** を目指す

(参考) R5 : **91.9%**、R6 : **92.3%**

(3) 現状と課題①

- 一関市の汚水処理状況
(普及・水洗化の状況)



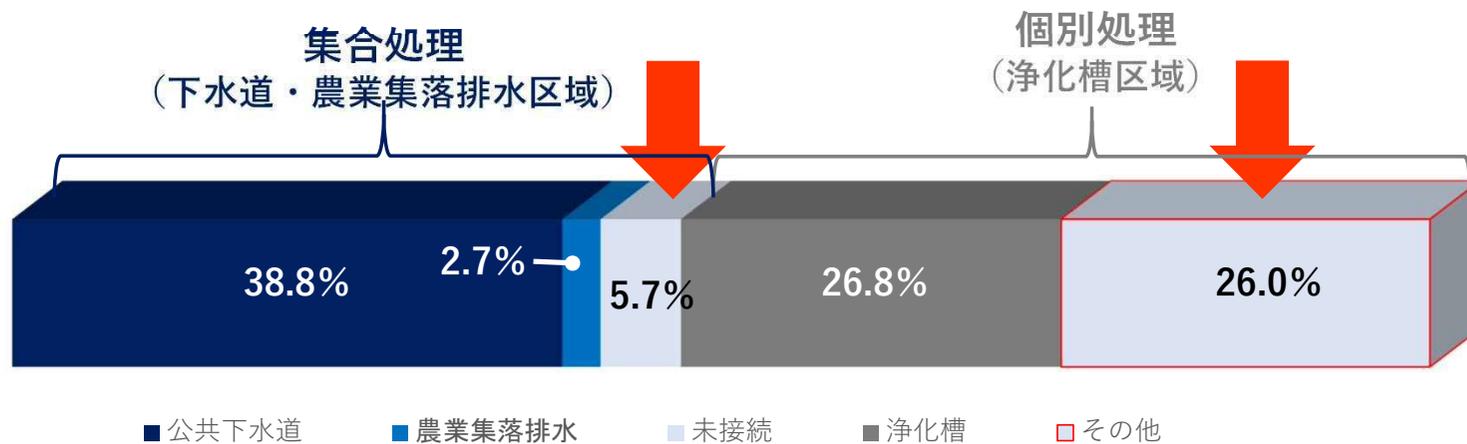
【参考】 高齢化率：39.0% 高齢者のみ世帯率：24.4% ※令和6年度在宅高齢者実態調査より

一関市は、県内の他自治体に比べて
汚水処理人口、水洗化人口の割合が低い傾向にあります



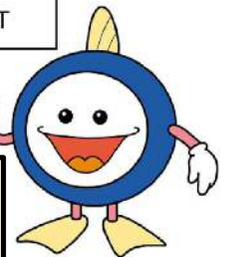
(3) 現状と課題②

- 一関市の汚水処理状況（処理方法別の内訳）
市全体の人口：104,494人



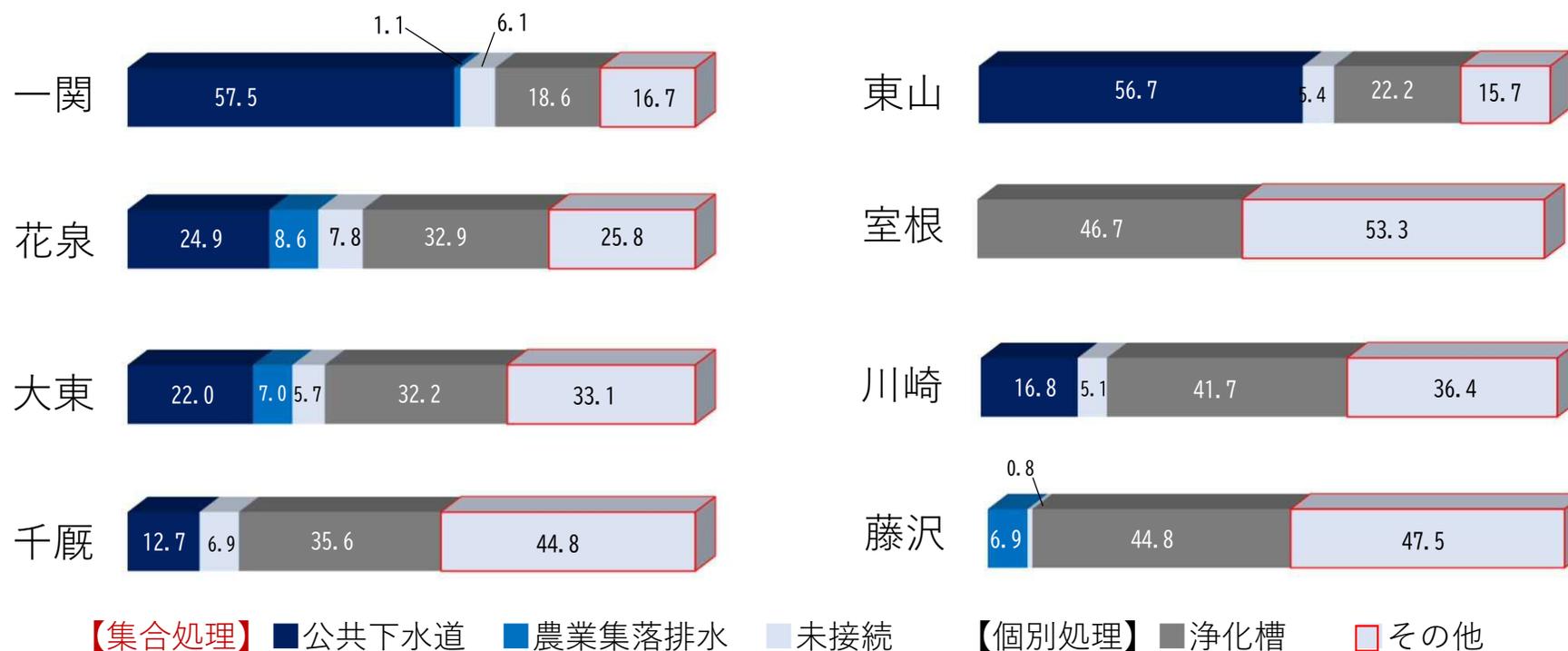
POINT

- 下水道が整備されているエリアでの下水道未接続（5.7%）
- 個別処理区域での浄化槽未設置（26.0%）の解消が課題です



(3) 現状と課題②

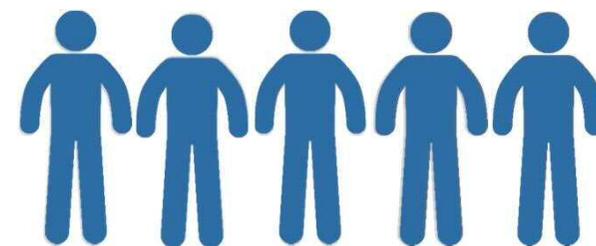
・地域別の污水処理状況（処理方法別の内訳）



(4) これまでの取組①

「水洗化できる人」を増やすために

- ・ 下水道の整備（一関・千厩地域）



「水洗化している人」を増やすために

- ・ 水洗化支援制度の実施

下水道接続促進事業費補助金、浄化槽設置整備等事業費補助金、融資あっせん利子補給補助金

- ・ 広報、普及活動

市広報・ホームページでの周知、イベントでの普及活動 など

下水道への接続 を後押しするために

- ・ 浄化槽撤去費補助金の創設（R7.4.1～）

(4) これまでの取組②

「下水道整備方針」の見直し

- ・人口減少、少子高齢化の状況を踏まえ、整備が終わっていない一関・千厩地域について、令和8年度までの整備予定区域を14ルートから2ルートに縮小。
- ・縮小となった区域については、令和8年度までに令和9年度以降の整備方針を検討することとした。

汚水処理計画等の見直し

- ・令和4年度に市内8地域で市民とのワークショップや事業所との懇談会を開催し、計画の中間評価とあわせ課題を洗い出すとともに、目標指標の見直しを行った。

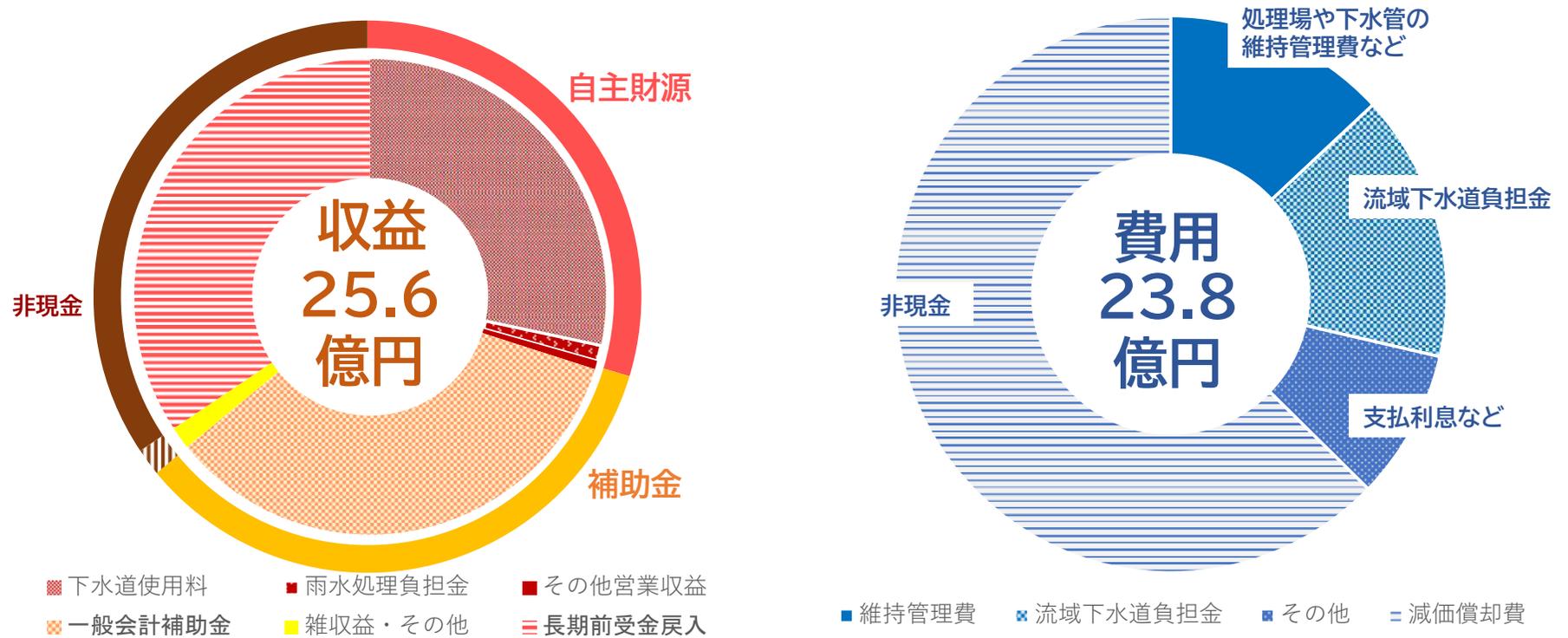
その他

- ・施設の統合、老朽化対策などに取り組んだ。

6. 下水道事業の財政

- (1) 下水道事業の財政状況
- (2) 下水道事業の財政運営

(1) 下水道事業の財政状況 (R6決算損益計算書より)



※『非現金』とは、費用に発生する減価償却費（資産減耗費を含む）と、それに対応した収入として見込む長期前受金戻入を指します

(2) 下水道事業の財政運営

一関市下水道事業経営戦略

- ・ 効率的で適正な管理運営

投資の合理化、組織体制の見直し、使用料率の検討などに取り組む

- ・ 施設の効率化

整備計画の見直し、汚水処理施設の維持管理、未接続の解消、資産・資源の有効活用を進める

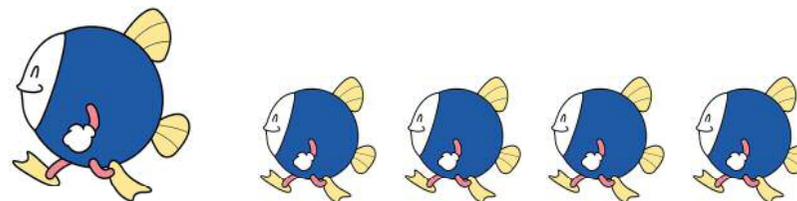
- ・ 耐震化対策と災害時における体制の強化

災害・危機管理対策に取り組む

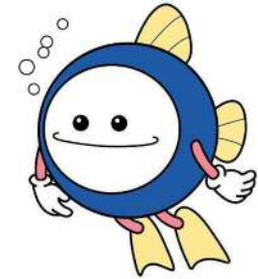
令和9年度以降の 下水道施設整備について

一関市下水道施設整備計画の概要

1. 一関市下水道施設整備計画とは
2. 一関市下水道施設整備計画の構成



1. 一関市下水道施設整備計画 とは



一関市総合計画の個別計画である
「一関市汚水処理計画」の具体的な計画



市内全域を
『集合処理（公共下水道等）』区域と
『個別処理（浄化槽）』区域に区分し、
汚水処理施設の整備方針をまとめたもの

2. 一関市下水道施設整備計画の構成

① 平成29（2017）年度～令和8（2026）年度

中期計画：「[汚水処理施設概成アクションプラン](#)」

② 令和9（2027）年度～令和22（2040）年度

長期計画：「[汚水処理施設長期的整備・運営管理計画](#)」

これまでの 一関市下水道施設整備計画 見直しの経過

1. 計画見直しの背景
2. 計画見直しに係る調査
3. 計画見直しの内容

中期計画期間の中間時期となった令和3～4年度にかけて、計画の見直しを実施しました。

1. 計画見直しの背景

- ① 下水道を取り巻く環境の変化により、
計画の目標達成が困難となる見通しがあったこと

【要因】 人口減少、既存施設の老朽化 など

- ② 国から計画見直しを促す通知が発出されたこと

計画策定以降の状況の振り返りを行い、計画の進捗確認と必要に応じた計画の見直しをすることの指示（令和8年度の概成※を目指す）

※『概成』とは

国の定義…地域ニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること
県の定義…汚水処理施設が住民に対して一定程度普及したこと（汚水処理人口普及率が概ね95%程度を目安）
ただし、これにとらわれず地域の実情に応じて市町村が判断する。

2. 計画見直しにかかる調査

- ① 整備予定区域の人口や宅地化の状況などを踏まえ、
経費回収の見込みを算出

- ② 整備予定区域の住民へのアンケート及び説明会を実施
 - ・アンケートについては、将来下水道が整備された場合の下水道への接続の意向や意見を伺いました。
 - ・説明会では、①の評価結果を踏まえた今後の整備方針について説明を行いました。

3. 計画見直しの内容

整備予定区域の評価とアンケート（意向調査）の結果等を踏まえ、以下の見直しを行いました

- ① 令和8年度までに下水道整備を進めることとしていた区域を評価し、整備区域を縮小（14→2ルート）
- ② 一関市下水道施設整備計画を修正
- ③ あわせて、一関市下水道事業経営戦略と上位計画である一関市汚水処理計画についても改定

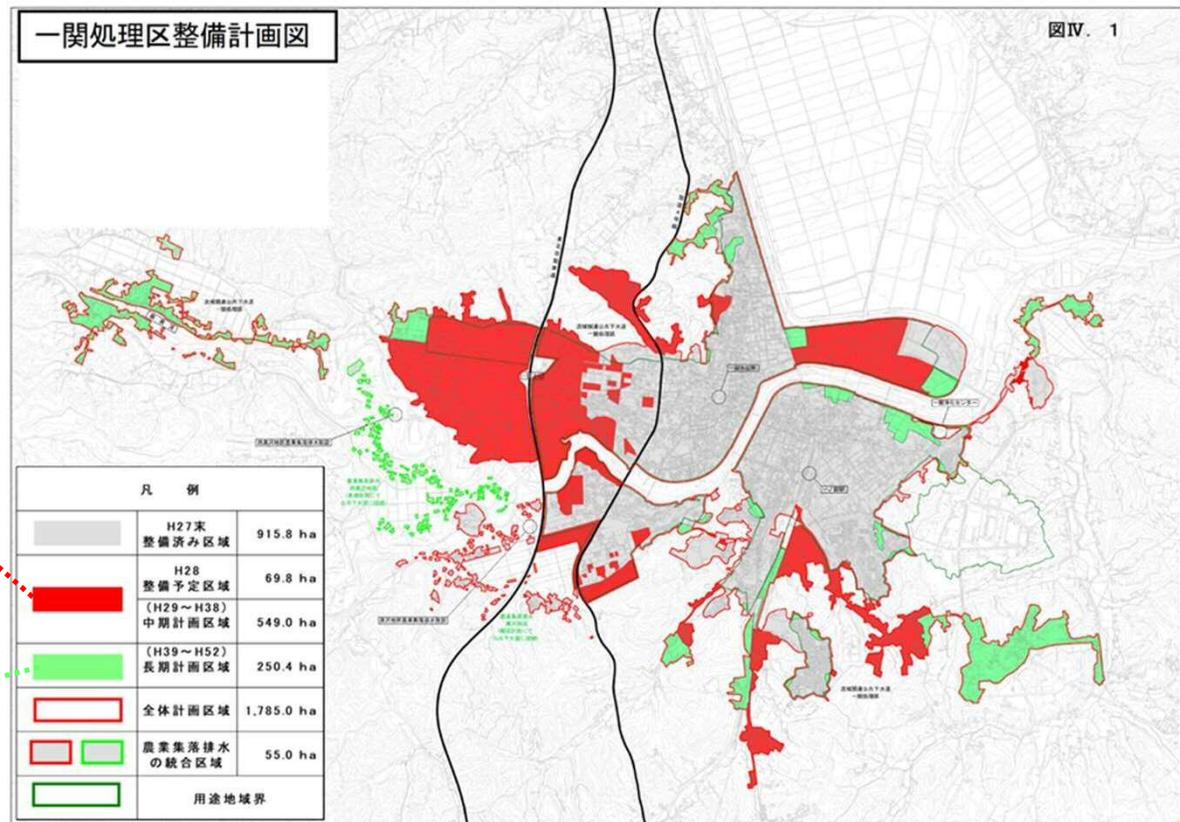
3. 計画見直しの内容

(① 整備区域の見直し)

【見直し前】一関地域

令和8年までに
整備予定としていた区域

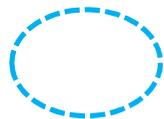
令和9年以降に
整備予定としていた区域



3. 計画見直しの内容

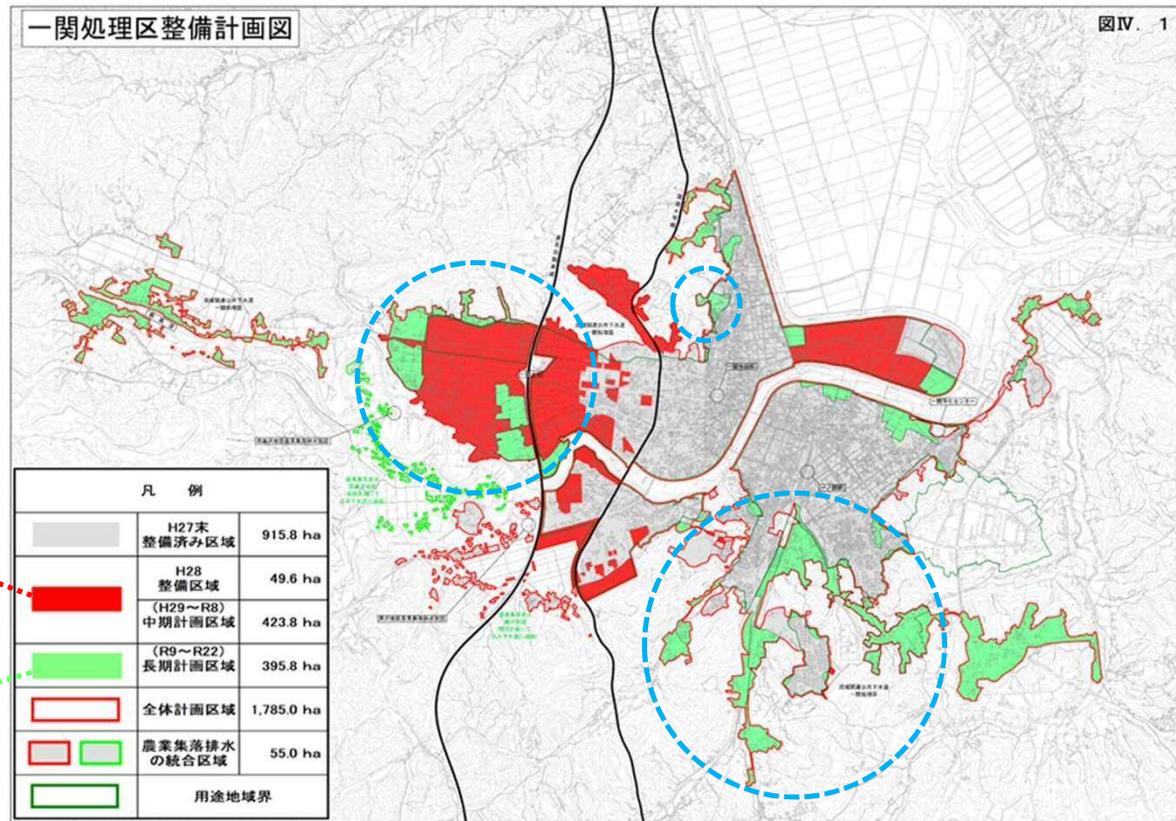
(① 整備区域の見直し)

【見直し後】一関地域

 見直しの対象となった区域

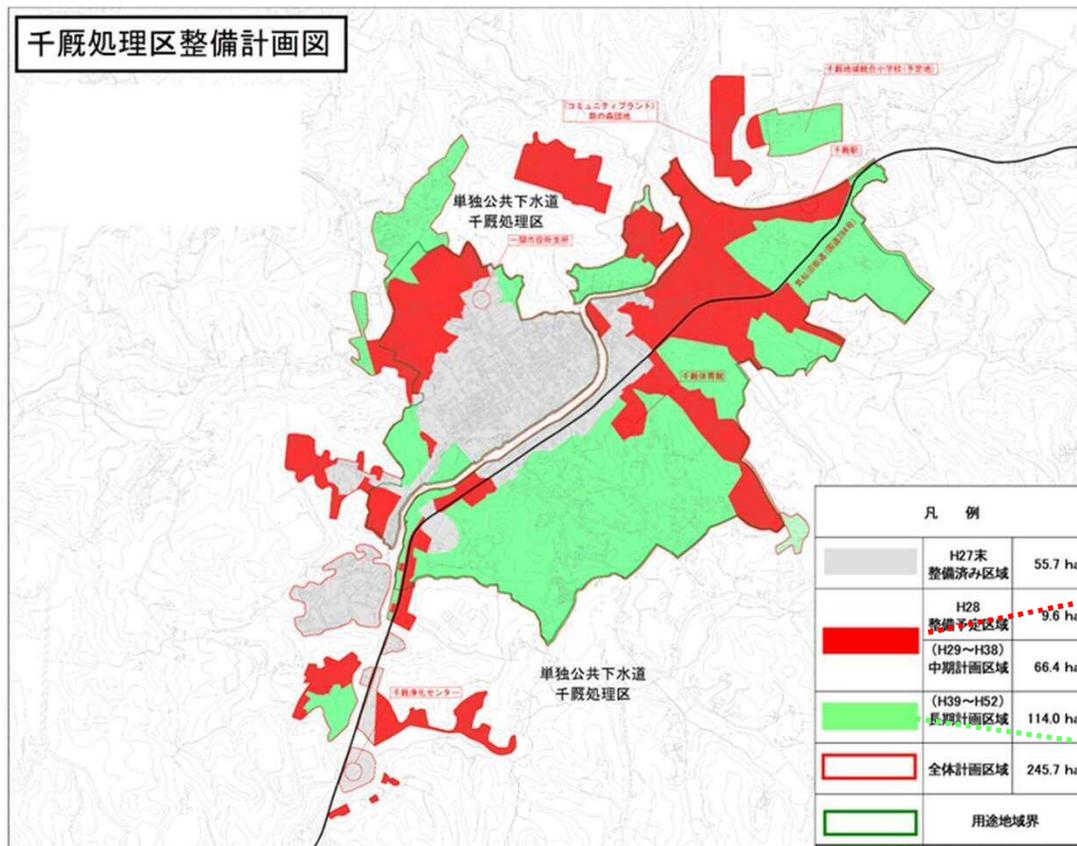
令和8年までに
整備を行う区域

令和9年以降の
整備を検討する区域



3. 計画見直しの内容

(① 整備区域の見直し)



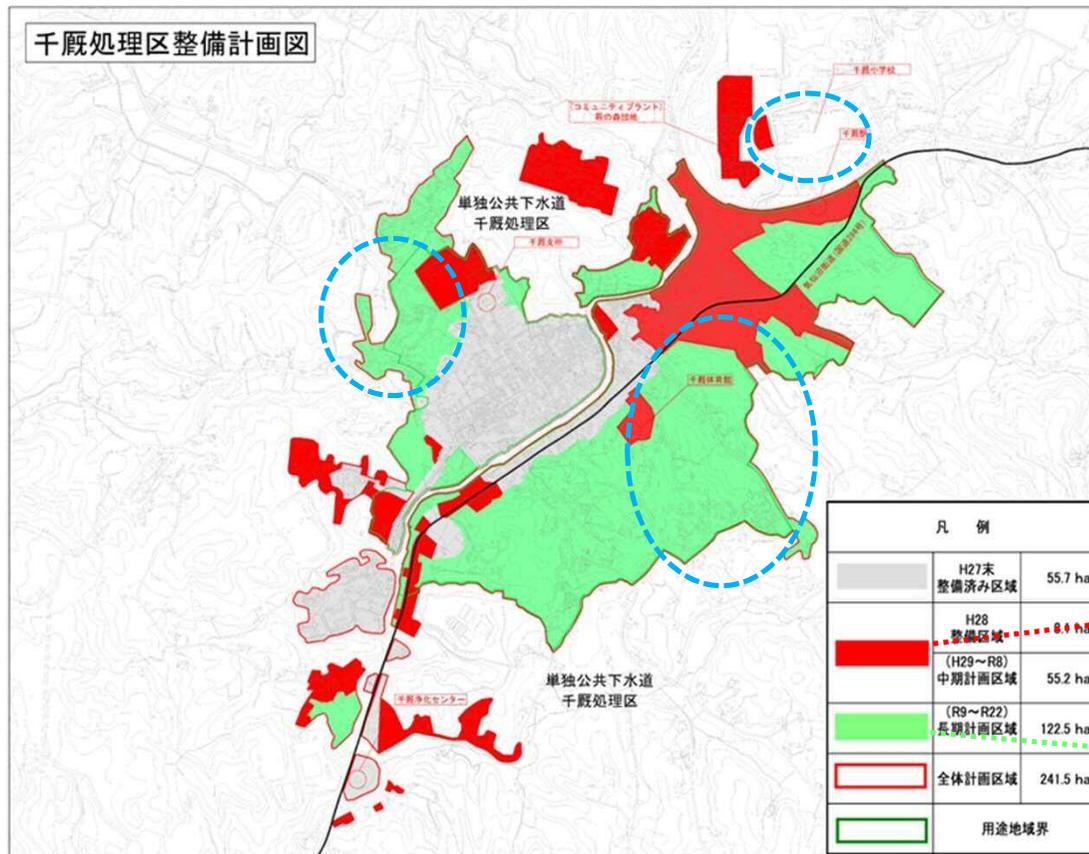
【見直し前】千厩地域

令和8年までに
整備予定としていた区域

令和9年以降に
整備予定としていた区域

3. 計画見直しの内容

(① 整備区域の見直し)



【見直し後】千厩地域

見直しの対象となった区域

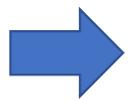
令和8年までに
整備を行う区域

令和9年以降の
整備を検討する区域

令和9年度以降の 整備予定区域に係る再評価

令和9年度以降の施設整備について

- (1) 令和8年度までに整備予定であったが、計画の見直しにより令和9年度以降の整備予定とした区域の整備について
- (2) もともと令和9年度以降の整備予定であった区域の整備について



いずれも、現計画期間内に再検討し、令和9年度からの計画に反映させることとしています

令和9年度以降の整備予定区域に係る再評価

- (1) 令和8年度までに整備予定であったが、令和9年度以降の整備予定とした区域の整備について

令和3年度に実施した整備区域の見直しと 同じ評価項目で再評価

- 【評価項目】
- ①地域の状況 (人口・人口密度の増減)
 - ②宅地化の見込み
 - ③経費回収率 (下水道整備に要する経費に対する下水道料金収入)
(ただし、評価項目のうち「住民ニーズ」については評価項目から除外)

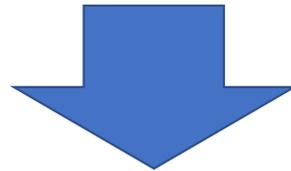


【評価結果】 公共下水道の整備は行わない

(2) もともと令和9年度以降の整備予定であった区域の整備について

令和3年度に実施した整備区域の見直しと
同じ評価項目を基に評価

- 【評価項目】
- ①地域の状況 (人口・人口密度の増減)
 - ②宅地化の見込み
 - ③経費回収率 (下水道整備に要する経費に対する下水道料金収入)
- (ただし、評価項目のうち「住民ニーズ」については評価項目から除外)



【評価結果】公共下水道の整備は行わない

【評価結果の概要】

各ルートの評価結果については
別添の資料を参照

① 人口の推移

→下水道整備の目安となる人口密度（40人/ha）に満たない

② 宅地化の見込み

→当該区域内における宅地化（新築件数の増）が見込めない

③ 経費回収の見込み

→整備済み区域と同等の**経費回収率**※が見込めない

経費回収率を考慮せずに下水道の整備を行った場合、
下水道を維持するために、さらに**一般会計からの繰入金
が増大**する。

一般会計繰入金を増額せず既に整備を行った区域と同
等の経費回収率（74.9%）を確保するには、市全体の使
用料金の増額改定を見込む必要がある。

※経費回収率とは

下水道施設の整備に要した経費を、使用料収入により
施設の耐用年数(50年)の期間でどの程度回収できるか
を示した指標。100%以上が望ましいとされている。

【評価結果を踏まえた整備方針】

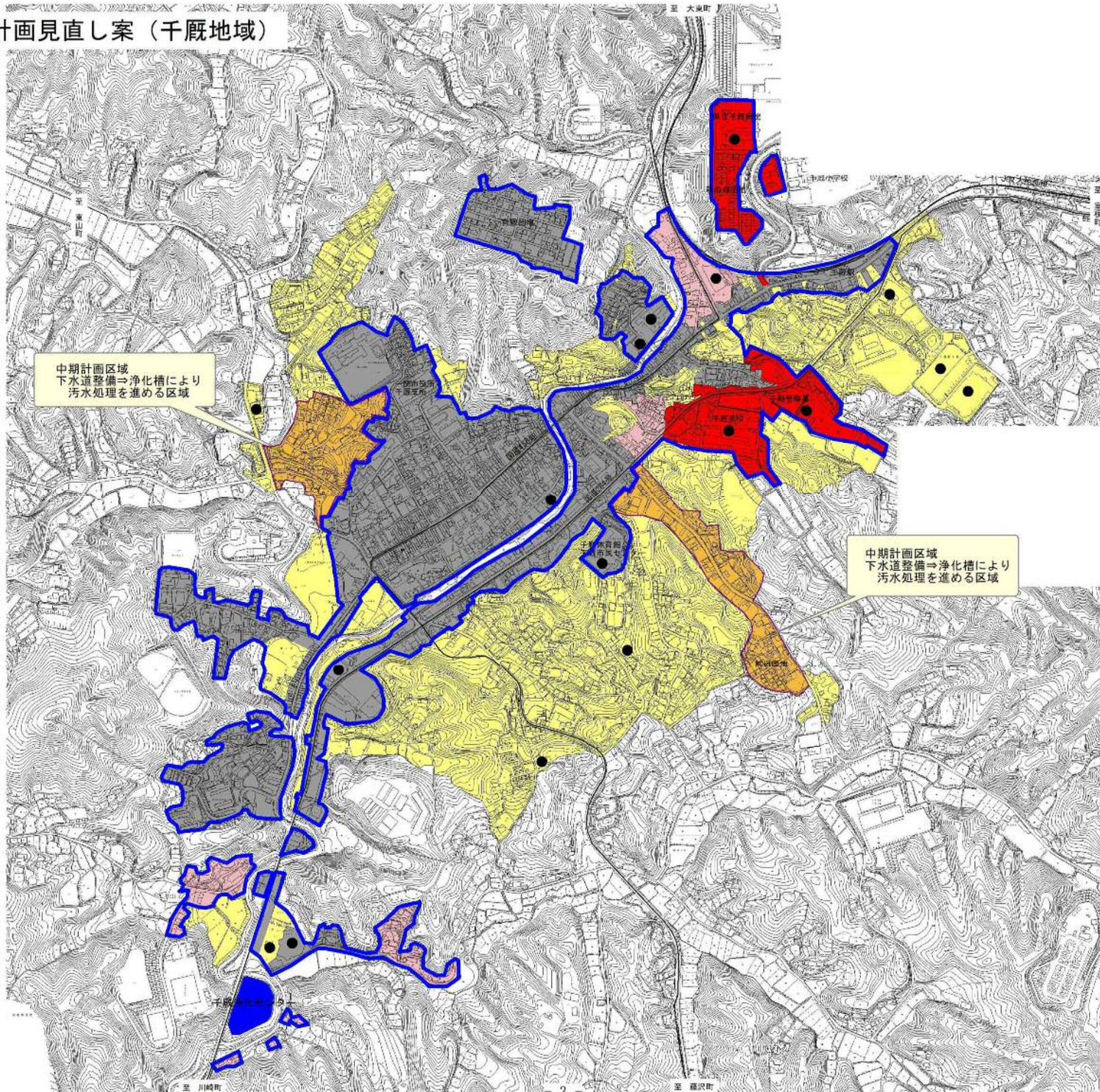
① 令和9年度以降に整備予定の区域は、
公共下水道の整備は行わない

※ただし、情勢の変化に応じ計画を見直すこととする

② 下水道整備エリア以外の区域においては
浄化槽の設置整備を促進する

下水道施設整備計画見直し案（千厩地域）

別添資料 4



- 整備済区域(事業計画区域)
- R2～R3年度整備区域 (n)
- 中期計画区域(R4～R8年度)
(事業計画区域)
- 中期計画区域(R4～R8年度)
(事業計画区域外)
- 長期計画区域(R9年度～)
(事業計画区域外)
- 1,000m³/年以上の
大口水道利用者